

## 公共事業事前評価調書

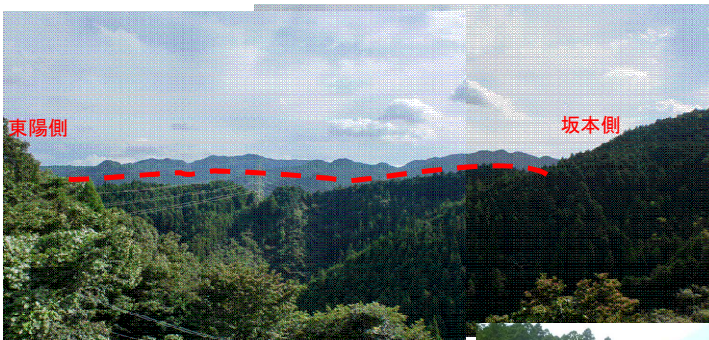
〔評価調書作成者 林業振興課長 岡部 清志 〕

## 事業プロフィール

## 【事業概要】

ふりがな 事業名	県営 いけのはらはしりみず 池ノ原走水 線 森林居住環境整備事業
事業箇所	八代市東陽町小浦池ノ原及び坂本町深水走水 地内
事業担当課(室)	農林水産部 林業振興課(林道班 内線5637)
事業期間	平成25年度 ~ 平成34年度 ( 10年間 )
総事業費	2,702 百万円 (うち県費 1,351 百万円 )
事業内容	車道幅員 3.0m 延長16.1km
事業目的	森林基幹道池ノ原走水線は、八代市東陽町小浦と坂本町深水の森林地帯に開設する林道で、利用区域面積836haにおける林業生産性の向上と適切な森林整備の促進による森林の持つ多面的機能の維持増進を図るとともに、山村集落の生活環境の改善を図ることを目的としている。

## 【現況写真】



計画箇所遠景



開設イメージ

当該地区は豊富な森林資源を有しているが、基盤となる路網の整備が遅れ、間伐等の森林整備が進んでいない。

そのため、骨格となる森林基幹道池ノ原走水線を開設し、その支線となる林道、作業道等の整備を進め、林業経営基盤を築く。

また旧東陽村と旧坂本村を連絡することで、合併後の地域の連携を高める。

## 【 検討状況 】

技術的難易度	標準的な工法で実施可能
費用便益比	B/C = 1.04
事業比較 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)         </div>	事業を行わない場合、適切な森林整備が促進されず、利用区域内の人工林が荒廃し、土砂の流出や保水力の低下など、森林の多面的機能が低下する。
関係法令等の手続きの把握・完了状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法に基づく「保安林内作業許可申請」が必要。</li> <li>・県立自然公園条例に基づく手続きが必要(線形の一部が五木五家荘県立自然公園普通地域に含まれる)。</li> <li>・土壌汚染対策法に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」が必要。</li> </ul>

## 【 周辺状況 】

関連事業	なし
市町村、地元の状況	森林基幹道路整備について、地域から要望があり、八代市から代行事業の施行依頼書の提出があっている。
説明会の開催状況と関係者の意向	八代市は地域の代表者(市政協力員)等との協議は行っており、今後地権者等関係者への説明会を開催する予定である。また、地権者の一人である熊本南部森林管理署とも予備協議を行っており大筋で了解を得ている。

## 【環境影響】

### ① 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。 (保安林区域にかかるため、機能維持に配慮する)	有

### ② 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。 (五木五家荘県立自然公園区域にかかるため、周辺景観に配慮する)	有
2	湧水、滝・溪谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。 (五木五家荘県立自然公園区域及び保安林区域にかかるため、地形の改変を最小になるよう配慮する)	有

### ③ 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 (利用区域内に水源涵養保安林があり、河川への土砂流出がないよう配慮する)	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

### ④ 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

## 事業評価表

### ①基礎的事項の評価: 評点 I

評価項目	評価内容	配点	判定	評点		
基礎的事項	下記のすべての項目を満たすこと	60		60		
地元推進体制の整備	①地元市町村の熱意		○			
	②事業推進協議会又は市町村の事業推進体制		○			
	③要望書、施行依頼書		○			
	④地域住民、土地所有者等への説明		○			
	⑤維持管理体制		○			
環境	①熊本県公共事業環境配慮システムの確認		○			
	②木材の利用等環境配慮の工法検討		○			
事業関係者、関係機関との協議、調整	①国有林との調整		○			
	②文化財関係部局への事前連絡		○			
	③他所管計画との調整		○			
事業内容	①要綱・要領等に規定された事業内容、採択要件への適合		○			
	②限度工期		○			
	③関係法令、基準等への適合		○			
	④地形、地質、水利状況等からみた、技術的可能性		○			
路網整備や森林整備の整合	①路網整備計画の作成		○			
	②森林整備計画の作成		○			
必要性～計画の検討度	①すべての項目で評価を満たすこと		○			
			60		評点 I 計	60

### ②必要性(重要性)、緊急性、事業効果(効率性)、計画の検討度の評価: 評点 II

a=4点、b=3点、c=2点、d=1点

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
必要性(重要性)	①事業計画の位置付け	4	b	3
	②市町村合併支援	4	b	3
	③特定地域振興	4	b	3
	④利用区域面積	4	b	3
	⑤地元の熱意	4	b	3
		20	計	15

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
緊急性	⑥森林資源の成熟度	4	a	4
	⑦森林整備の重要度	4	a	4
	⑧他林業施策との関連	4	c	2
		12	計	10

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
事業効果(効率性)	⑨費用便益費(B/C)	4	d	1
	⑩交通の利便性	4	b	3
	⑪地域防災上の効果	4	b	3
	⑫費用対効果以外の効果	4	b	3
		16	計	10

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
計画の検討度	⑬コスト縮減の検討	4	d	1
	⑭維持管理体制	4	b	3
		8	計	4

合計 56 計 39

評点計		*		40		=	評点 II
39							27
/ 56							

(重要度～計画の検討度までの配点: 40点)

### ③総合評点

評点 I		+		評点 II		=	総合評点
60				27			87